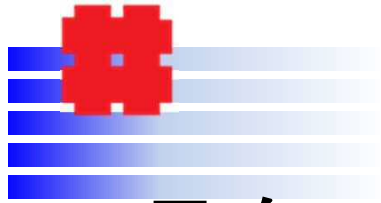


平成30年度 基準等に関する条例改正 について



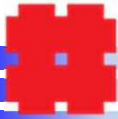
目次

1 主な改正内容等

2 サービス種類別基準等改正内容

- 1.訪問系サービス
- 2.通所系サービス
- 3.短期入所系サービス
- 4.多機能型サービス
- 5.福祉用具貸与
- 6.居宅介護支援
- 7.居住系サービス
- 8.施設系サービス

3 介護医療院の創設



1 主な改正内容等

1.改正の理由

社会保障審議会給付費分科会の審議を踏まえ、これまで同様、平成30年度においても3年に1度の省令改正となる「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」等の一部が改正されたため

2.主な改正内容とその背景

① 共生型居宅サービスに関する基準の追加

障がい者が65歳となり介護保険の被保険者となった場合、使い慣れた障害福祉サービス事業所を利用できなくなるケースがあることから、同一の事業所でのサービスを受けやすくするため、新たに共生型サービスを位置付け、サービス利用を継続可能とする改正

② 福祉用具貸与価格の適正化

全国的に、貸与価格、レンタル価格が市場価格から乖離した価格で設定されているような状況が問題視されていることから、福祉用具貸与事業者等は全国平均貸与価格を利用者に情報提供するなど、価格を公正化し、保険給付を適切なものとする改正

③ 身体的拘束等の適正化

これまでの身体拘束等の適正化に関する一般的な内容の規定にとどまらず、身体的拘束等のさらなる適正化のために、介護保険サービス事業者はその対策を検討する委員会を3月に1回以上開催すること、そのほか指針の整備等の具体的な措置を講じることとする改正

④ 訪問回数が多いケアプランの届出義務化

介護保険制度の本来の趣旨である、利用者の自立支援・重度化防止、また、福祉に係る地域資源の有効活用等を阻害することにも繋がる訪問回数が多いケアプランについて、その内容を確認し、是正を促す必要があるため、そのケアプランを作成するケアマネジャーが、保険者である市に届け出ることを義務づける改正

⑤ 公正中立なケアマネジメントの確保

居宅介護支援事業者に対し、複数の居宅サービス事業者等を利用者等が紹介するよう求めることができること等の説明を義務づける改正

信長公命名のまち・岐阜市



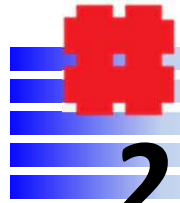
3.主な改正内容 一覧

No.	条例の名称	主な改正内容
1	岐阜市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	①②③
2	岐阜市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	④⑤
3	岐阜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	①③
4	岐阜市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	①②③
5	岐阜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	⑤
6	岐阜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	③
7	岐阜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	③
8	岐阜市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	③
9	岐阜指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	③
10	岐阜市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	③

4.施行期日

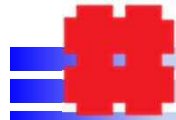
平成30年4月1日(ただし、No1、No2及びNo4の条例案の一部の条項については平成30年10月1日)

信長公命名のまち・岐阜市



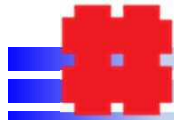
2 サービス種類別基準等改正内容

1. 訪問系サービス
2. 通所系サービス
3. 短期入所系サービス
4. 多機能型サービス
5. 福祉用具貸与
6. 居宅介護支援
7. 居住系サービス
8. 施設系サービス



1.訪問系サービス

- (1) 訪問介護
- (2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- (3) 夜間対応型訪問介護
- (4) 訪問リハビリテーション
- (5) 居宅療養管理指導



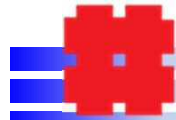
(1) 訪問介護

① サービス提供責任者等の役割や任用要件等の明確化

- ア 訪問介護の現場での利用者の口腔に関する問題や服薬状況等に係る気付きをサービス提供責任者から居宅介護支援事業者等のサービス関係者に情報共有することについて、サービス提供責任者の責務として明確化する。(「岐阜市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」(平成24年岐阜市条例第73号。以下「居宅基準条例」という。)第30条関係)
- イ 訪問介護事業者は、居宅介護支援事業所のケアマネジャー(セルフケアプランの場合には当該被保険者)に対して、自身の事業所のサービス利用に係る不当な働きかけを行ってはならない旨を明確化する。(居宅基準条例第37条の2関係)

② 共生型訪問介護

共生型訪問介護については、障害福祉制度における居宅介護、重度訪問介護の指定を受けた事業所であれば、基本的に共生型訪問介護の指定を受けられるものとして、基準を設定する。(居宅基準条例第43条の2及び第43条の3関係)



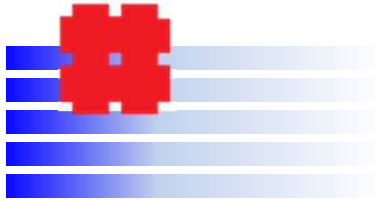
(2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

① オペレーターに係る基準の見直し

- ア 日中(8時から18時)と夜間・早朝(18時から8時)におけるコール件数等の状況に大きな差は見られないことを踏まえ、日中についても、
- ・利用者へのサービス提供に支障がない場合には、オペレーターと「随時訪問サービスを行う訪問介護員」及び指定訪問介護事業所、指定夜間対応型訪問介護事業所以外の「同一敷地内の事業所の職員」の兼務を認めることとする。
 - ・夜間・早朝と同様の事業所間の連携が図られているときは、オペレーターの集約を認めることとする。(岐阜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年厚生労働省令第74号。以下「地域密着型基準条例」という。)第8条及び第34条関係)
- イ オペレーターに係る訪問介護のサービス提供責任者の「3年以上」の経験について、「1年以上」に変更することとする。なお、初任者研修課程修了者及び旧2級課程修了者のサービス提供責任者については、引き続き3年以上」の経験を必要とすることとする。(地域密着型基準条例第8条関係)

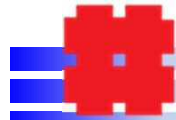
② 介護・医療連携推進会議の開催頻度の緩和

介護・医療連携推進会議の開催頻度について、他の宿泊を伴わないサービス(地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護)に合わせて、年4回から年2回とする。(地域密着型基準条例第41条関係)



③ 地域へのサービス提供の推進

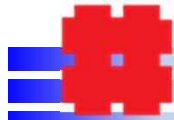
一部の事業所において、利用者の全てが同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住しているような実態があることを踏まえ、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、正当な理由がある場合を除き、地域の利用者に対してもサービス提供を行わなければならないことを明確化する。(地域密着型基準条例第41条関係)



(3) 夜間対応型訪問介護

① オペレーターに係る基準の見直し

オペレーターに係る訪問介護のサービス提供責任者の「3年以上」の経験について、「1年以上」に変更することとする。なお、初任者研修課程修了者及び旧2級課程修了者のサービス提供責任者については、引き続き「3年以上」の経験を必要とすることとする。(地域密着型基準条例第49条関係)



(4) 訪問リハビリテーション

① 訪問リハビリテーションにおける専任の常勤医師の配置の必須化(★)

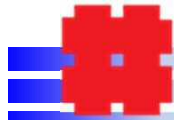
指定訪問リハビリテーションを実施するにあたり、リハビリテーション計画を作成することが求められており、この際に事業所の医師が診療する必要がある。このため、指定訪問リハビリテーション事業所に専任の常勤医師の配置を求めることとする。(居宅基準条例第82条及び岐阜市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成24年岐阜市条例第78号。以下「予防基準条例」という。)第81条関係)

② 介護医療院が提供する訪問リハビリテーション(★)

訪問リハビリテーションについては、介護療養型医療施設が提供可能であったことを踏まえ、介護医療院においても提供することを可能とする。(居宅基準条例第83条及び予防基準条例第82条関係)

(注)介護予防サービスについても同様の措置を講ずる場合には★を付記している。以下同じ。

信長公命名のまち・岐阜市



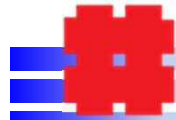
(5) 居宅療養管理指導

① 看護職員による居宅療養管理指導の廃止(★)

看護職員による居宅療養管理指導については、その算定実績を踏まえて廃止することとする。その際、一定(半年)の経過措置期間を設けることとする。(居宅基準条例第91条等及び予防基準条例第89条等関係)

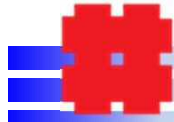
② 離島や中山間地域等の要支援・要介護者に対する居宅療養管理指導の提供(★)

「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」を導入する場合には、他の訪問系サービスと同様に、通常の事業の実施地域を運営基準に基づく運営規程に定めることとする。(居宅基準条例第97条及び予防基準条例第93条関係)



2.通所系サービス

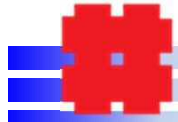
- (1) 通所介護
- (2) 療養通所介護
- (3) 認知症対応型通所介護
- (4) 通所リハビリテーション



(1) 通所介護

① 共生型通所介護・共生型地域密着型通所介護

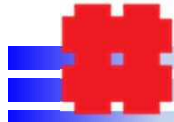
共生型通所介護については、障害福祉制度における生活介護、自立訓練、児童発達支援、放課後等デイサービスの指定を受けた事業所であれば、基本的に共生型通所介護の指定を受けられるものとして、基準を設定する。(居宅基準条例第115条及び地域密着型基準条例第61条の20の2関係)



(2) 療養通所介護

① 定員数の見直し

療養通所介護事業所においては、障害福祉サービス等である重症心身障害児・者を通わせる児童発達支援等を実施しているが、更に地域共生社会の実現に向けた取組を推進する観点から、定員数を「9人以下」から「18人以下」へと引き上げることとする。
(地域密着型基準条例第61条の25関係)



(3) 認知症対応型通所介護

① 共用型認知症対応型通所介護の利用定員の見直し(★)

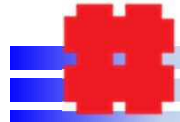
共用型認知症対応型通所介護の普及促進を図る観点から、ユニット型の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における利用定員数を、「1施設当たり3人以下」から「1ユニット当たりユニットの入居者と合わせて12人以下」に見直すこととする。(地域密着型基準条例第67条及び岐阜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成24年岐阜市条例第79号。以下「地域密着型予防基準条例」という。)第11条関係)



(4) 通所リハビリテーション

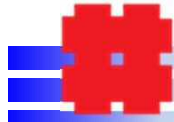
① 介護医療院が提供する通所リハビリテーション(★)

通所リハビリテーションについては、介護療養型医療施設が提供可能であったことを踏まえ、介護医療院においても提供することを可能とする。(居宅基準条例第139条及び予防基準条例第120条関係)



3.短期入所系サービス

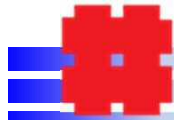
- (1) 短期入所生活介護
- (2) 短期入所療養介護



(1) 短期入所生活介護

① 共生型短期入所生活介護(★)

共生型短期入所生活介護については、障害福祉制度における短期入所(併設型及び空床利用型に限る。)の指定を受けた事業所であれば、基本的に共生型短期入所生活介護の指定を受けられるものとして、基準を設定する。(居宅基準条例第182条の2及び予防基準条例第166条の2関係)



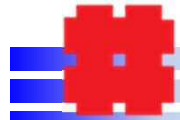
(2) 短期入所療養介護

① 有床診療所等が提供する短期入所療養介護(★)

一般病床の有床診療所については、「食堂」が医療法上の施設基準とされていないが、サービスの実態を踏まえ、一般病床の有床診療所が短期入所療養介護を提供する場合は、食堂に関する基準を緩和する。(居宅基準条例第192条等及び予防基準条例第176条等関係)

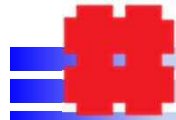
② 介護医療院が提供する短期入所療養介護(★)

短期入所療養介護については、介護療養型医療施設が提供可能であったことを踏まえ、介護医療院においても提供することを可能とする。(居宅基準条例第191条及び予防基準条例第175条関係)



4. 多機能型サービス

(1) 看護小規模多機能型居宅介護



(1) 看護小規模多機能型居宅介護

① 指定に関する基準の緩和

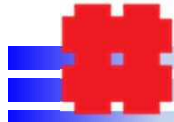
サービス供給量を増やす観点から、診療所からの参入を進めるよう、宿泊室については、看護小規模多機能型居宅介護事業所の利用者が宿泊サービスを利用できない状況にならないよう、利用者専用の宿泊室として1病床は確保したうえで、診療所の病床を届け出ることを可能とする。(地域密着型基準条例第197条関係)

② サテライト型事業所の創設

サービス供給量を増やす観点及び効率化を図る観点から、サービス提供体制を維持できるように配慮しつつ、サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所(以下、「サテライト看多機」とする。)の基準を創設する。サテライト看多機の基準等については、サテライト型小規模多機能型居宅介護(以下、「サテライト小多機」とする。)と本体事業所(小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護(以下、「看多機」とする。))の関係に準じるものとする。ただし、看護職員等の基準については、以下のように定めることとする。

(主な具体的な基準等)

- ・サテライト小多機の基準に準じ、代表者・管理者・介護支援専門員・夜間の宿直者(緊急時の訪問対応要員)は、本体事業所との兼務等により、サテライト看多機に配置しないことができることとする。
- ・本体事業所はサテライト事業所の支援機能を有する必要があることから、サテライト看多機の本体事業所は看多機事業所とし、24時間の訪問(看護)体制の確保として緊急時訪問看護加算の届出事業所に限定する。
- ・サテライト看多機においても、医療ニーズに対応するため、看護職員の人数については常勤換算1.0人以上とする。
- ・本体事業所及びサテライト看多機においては適切な看護サービスを提供する体制にあること。(地域密着型基準条例第193条等関係)

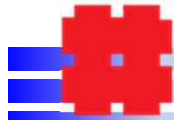


5.福祉用具貸与

① 機能や価格帯の異なる複数商品の提示等(★)

利用者が適切な福祉用具を選択する観点から、運営基準を改正し、福祉用具専門相談員に対して、以下の事項を義務づける。

- ・ 貸与しようとする商品の特徴や貸与価格に加え、当該商品の全国平均貸与価格を利用者に説明すること(平成30年10月1日より)
- ・ 機能や価格帯の異なる複数の商品を利用者に提示すること
- ・ 利用者に交付する福祉用具貸与計画書をケアマネジャーにも交付すること(居宅基準条例第256条及び第257条並びに予防基準条例第252条及び第253条関係)



6.居宅介護支援

① 医療と介護の連携の強化(★)

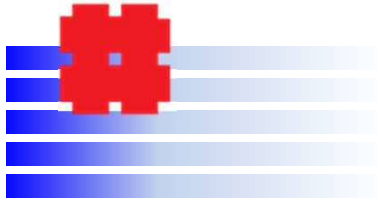
ア 入院時における医療機関との連携促進

入院時における医療機関との連携を促進する観点から、居宅介護支援の提供の開始に当たり、利用者等に対して、入院時に担当ケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関に提供するように依頼することを義務づける。(岐阜市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成26年岐阜市条例第69号。以下「居宅介護支援基準条例」という。)第7条及び岐阜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成26年岐阜市条例第71号。以下「介護予防支援基準条例」という。)第7条関係)

イ 平時からの医療機関との連携促進

- i 利用者が医療系サービスの利用を希望している場合等は、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めることとされているが、この意見を求めた主治の医師等に対してケアプランを交付することを義務づける。(居宅介護支援基準条例第16条及び介護予防支援基準条例第33条関係)
- ii 訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際にケアマネジャー自身が把握した利用者の状態等について、ケアマネジャーから主治の医師等に必要な情報伝達を行うことを義務づける。(居宅介護支援基準条例第16条及び介護予防支援基準条例第33条関係)

信長公命名のまち・岐阜市



② 末期の悪性腫瘍の利用者に対するケアマネジメント

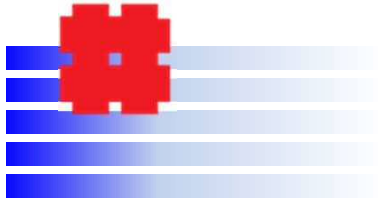
著しい状態の変化を伴う末期の悪性腫瘍の利用者については、主治の医師等の助言を得ることを前提として、サービス担当者会議の招集を不要とすること等によりケアマネジメントプロセスを簡素化する。(居宅介護支援基準条例第16条関係)

③ 質の高いケアマネジメントの促進

居宅介護支援事業所における人材育成の取組を促進するため、主任ケアマネジャーであることを管理者の要件とする。その際、一定(3年間)の経過措置期間を設けることとする。(居宅介護支援基準条例第6条及び附則第2条関係)

④ 公正中立なケアマネジメントの確保(★)

利用者との契約にあたり、利用者やその家族に対して、利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であること等を説明することを義務づける。(居宅介護支援基準条例第7条及び介護予防支援基準条例第7条関係)



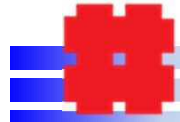
⑤ 訪問回数の多い利用者への対応

訪問回数の多いケアプランについては、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、市町村が確認し、必要に応じて是正を促していくことが適当であり、ケアマネジャーが、統計的に見て通常のケアプランよりかけ離れた回数(※)の訪問介護(生活援助中心型)を位置付ける場合には、市町村にケアプランを届け出ることとする。(居宅介護支援基準条例第16条関係)

(※)「全国平均利用回数+2標準偏差」を基準として平成30年4月に国が定め、6ヶ月の周知期間を設けて10月から施行する。

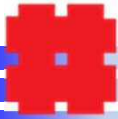
⑥ 障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携(★)

障害福祉サービスを利用してきた障害者が介護保険サービスを利用する場合等における、ケアマネジャーと障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携を促進するため、指定居宅介護事業者が特定相談支援事業者との連携に努める必要がある旨を明確にする。(居宅介護支援基準条例第2条及び介護予防支援基準条例第2条関係)



7.居住系サービス

- (1) (地域密着型)特定施設入居者生活介護
- (2) 認知症対応型共同生活介護



(1) (地域密着型)特定施設入居者生活介護

① 身体的拘束等の適正化(★)

身体的拘束等のさらなる適正化を図る観点から、運営基準に以下のとおり定めることとする。

(基準)

身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講じなければならないこととする。

- ・身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
- ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- ・身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ・介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。(居宅基準条例第227条、地域密着型基準条例第140条、予防基準条例第213条等関係)

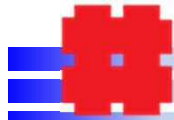
② 療養病床等から医療機関併設型の特定施設へ転換する場合の特例(★)

介護療養型医療施設又は医療療養病床から、「特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム等)と医療機関の併設型」に転換する場合について、以下の特例を設ける。

ア サービスが適切に提供されると認められる場合に、生活相談員、機能訓練指導員、計画作成担当者の兼任を認める。(居宅基準条例附則第19条及び第20条関係、地域密着型基準条例附則第15条並びに予防基準条例附則第15条及び第16条)

イ サービスに支障がない場合に限り、浴室、便所、食堂、機能訓練室の兼用を認める。(居宅基準条例附則第21条関係、地域密着型基準条例附則第16条及び予防基準条例附則第17条)

信長公命名のまち・岐阜市



(2) 認知症対応型共同生活介護

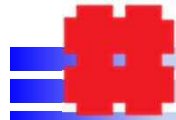
① 身体的拘束等の適正化(★)

身体的拘束等のさらなる適正化を図る観点から、運営基準に以下のとおり定めることとする。

(基準)

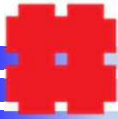
身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講じなければならないこととする。

- ・身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
- ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- ・身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ・介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。(地域密着型基準条例第119条及び地域密着型予防基準条例第80条関係)



8.施設系サービス

- (1) (地域密着型)介護老人福祉施設
- (2) 介護老人保健施設
- (3) 介護療養型医療施設



(1) (地域密着型)介護老人福祉施設

① 入所者の医療ニーズへの対応

入所者の病状の急変等に備えるため、施設に対して、あらかじめ配置医師による対応その他の方法による対応方針を定めなければならないことを義務づける。(地域密着型基準条例第167条の2、岐阜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年岐阜市条例第75号。以下「指定介護老人福祉施設基準条例」という。)第25条の2関係)

② 身体的拘束等の適正化

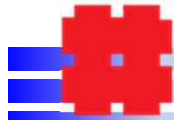
身体的拘束等のさらなる適正化を図る観点から、運営基準に以下のとおり定めることとする。

(基準)

身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講じなければならないこととする。

- ・身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
- ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- ・身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ・介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。(地域密着型基準条例第159条及び第184条並びに指定介護老人福祉施設基準条例第16条及び第48条等関係)

信長公命名のまち・岐阜市



(2) 介護老人保健施設

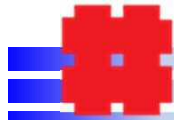
① 身体的拘束等の適正化

身体的拘束等のさらなる適正化を図る観点から、運営基準に以下のとおり定めることとする。

(基準)

身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講じなければならないこととする。

- ・ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
- ・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- ・ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ・ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。(岐阜市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成24年岐阜市条例第76号)第16条及び第47条関係)



(3) 介護療養型医療施設

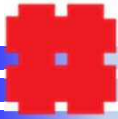
① 身体的拘束等の適正化

身体的拘束等のさらなる適正化を図る観点から、運営基準に以下のとおり定めることとする。

(基準)

身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講じなければならないこととする。

- ・ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
- ・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- ・ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ・ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。(岐阜市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年岐阜市条例第77号)第17条及び第48条関係)



3 介護医療院の創設

1. 介護医療院とは(介護医療院の定義)

「介護医療院」とは、要介護者であって、主として長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設(介護保険法第8条第29項)

2. 条例に制定する基準

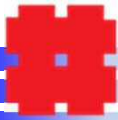
(設定する基準)

- ・総則(第1章 第1条～第4条)
- ・人員に関する基準(第2章 第5条)
- ・施設及び設備に関する基準(第3章 第6条・第7条)
- ・運営に関する基準(第4章 第8条～第43条)
- ・ユニット型介護医療院の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準(第5章 第44条～第55条)

(独自基準)

- 岐阜市独自の規定として以下の事項を定める。
- ・暴力団の排除(第4条)
 - ・風水害、地震時の関係機関との連携及び協力(第33条第2項)
 - ・重要な事業情報のインターネット公開(第36条第2項)
 - ・記録文書の保存期間(第43条第2項)
 - ・介護医療院の運営規程の規定事項(やむを得ない場合に行う身体拘束等の手続及び苦情を処理するために講ずる措置の概要)(第30条第7号及び第8号並びに第52条第8号及び第9号)

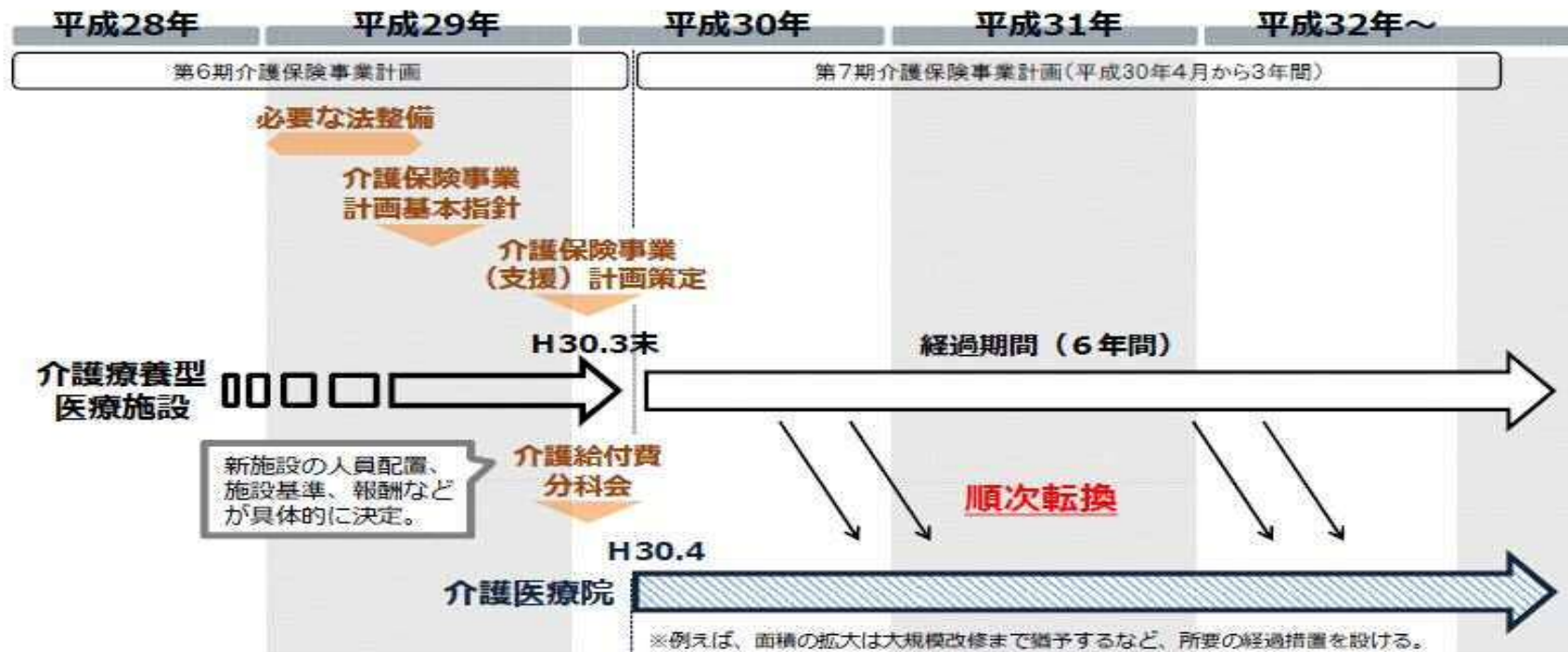
信長公命名のまち・岐阜市



3. 転換スケジュール

介護医療院に関するスケジュールのイメージ

- 介護医療院の創設に向けて、設置根拠などにつき、法整備を行った。
- 平成29年度末で設置期限を迎えることとなっていた介護療養病床については、その経過措置期間を6年間延長することとした。



平成29年8月4日厚生労働省社会保障審議会介護給付費分科会 資料

信長公命名のまち・岐阜市

4.介護医療院の類型及びその基準

	介護医療院		
	(Ⅰ)	(Ⅱ)	医療外付け型(居住スペースと医療機関の併設)
基本的性格	要介護高齢者の長期療養・生活施設		居住スペースと医療機関の併設
設置根拠(法律)	介護保険法 ※ 生活施設としての機能重視を明確化。 ※ 医療は提供するため、医療法の医療提供施設にする。		✓ 医療機関⇒ 医療法 ✓ 居住スペース⇒ 介護保険法・老人福祉法 ※ 居住スペースは、特定施設入居者生活介護の指定を受ける有料老人ホーム等を想定(介護サービスは内包)
主な利用者像	重篤な身体疾患を有する者及び身体合併症を有する認知症高齢者等(療養機能強化型A・B相当)	左記と比べて、容体は比較的安定した者	医療の必要性は多様だが、容体は比較的安定した者
施設基準(最低基準)	介護療養病床相当(参考:現行の介護療養病床の基準) 医師 48対1 看護 6対1 介護 6対1	老健施設相当以上(参考:現行の老健施設の基準) 医師 100対1 看護 3対1 介護 ※うち看護2/7程度	(参考:現行の特定施設入居者生活介護の基準) 医師 基準なし 看護 3対1 介護 } ※看護職員は、利用者30人までは1人、30人を超える場合は、50人ごとに1人
	※ 医療機関に併設される場合、人員配置基準を弾力化。 ※ 介護報酬については、主な利用者像等を勘案し、適切に設定。		※ 医療機関部分は、算定する診療報酬による。
面積	老健施設相当(8.0㎡/床) ※ 多床室の場合でも、家具やパーテーション等による間仕切りの設置など、プライバシーに配慮した療養環境の整備		(参考:現行の有料老人ホームの基準) 個室で13.0㎡/室以上 ※ 既存の建築物を転用する場合、個室であれば面積基準なし

信長公命名のまち・岐阜市